

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(健康福祉局分)(令和6年3月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	健康福祉 総務課	228-7212	福祉総合情報システム制度改正 対応業務	富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部	54,135,400	R6.3.1	<p>本業務の目的は、既存の福祉総合情報システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく、令和6年4月に予定されている障害者総合支援法・児童福祉法等の改正に伴い施行される制度改正に対応するためにシステムの改修を行うことである。当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定など、当該システムにかかる詳細な知識や技術が不可欠であり、当該システムを構築した者以外による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に詳細な知識等を有しない業者が本業務を履行した場合、システム設定の誤りや漏れ、改修工数の増加等が生じる恐れがあること、また、処理の誤りによる高齢者・障害者(児)福祉事業に係る各業務の遅延、窓口対応の停滞が発生し、市民サービスに重大な影響を及ぼす恐れがあることから、本業務を履行できるものは、当該システムを構築した業者であり、当該業務に係る詳細な知識・ノウハウ等を有する富士通株式会社から自治体向け事業に関する事業承継を受けた富士通Japan株式会社以外にないため、当該業者との随意契約を行うものである。</p> <p>(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号)</p>	1者随契	
2	障害福祉 サービス 課	228-7510	障害福祉サービス指定事業者管理 システム改修業務(令和6年度 報酬改定対応等)	ニッセイ情報テクノロジー 株式会社	1,716,000	R6.3.15	<p>当該業務は、障害福祉サービスを提供する事業者を指定するために既存の障害福祉サービス指定事業者管理システムを継続して使用することを前提として、当該システム全体の機能を損なうことなく制度改正に対応することのできる改修を行うという目的を達成するものであり、当該目的を達成しつつ当該システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、システム全体の構成の把握、プログラムの新規作成・変更内容、テスト内容、改修が与える影響範囲の抽出、改修にあたっての詳細な手順や設定等、当該システムに係る詳細な知識及び技術が不可欠であるため、当該システムを構築した者以外の者による適正な履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。</p> <p>仮に障害福祉サービス指定事業者管理システムの詳細な設定等の知識を有しない者が本業務を履行した場合、システム設定に誤り、漏れ又は改修作業の長期化が生じ、システム処理の誤りによる大阪府国民健康保険団体連合会への指定情報の通知ミス、対応の遅延又は停滞が生じ、障害福祉サービスを提供する事業者の指定に係る業務に支障を与えるなど、市民サービスに著しく影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、当該システムの詳細な知識等を有する、当該システムを構築した業者であるニッセイ情報テクノロジー株式会社以外にないため、当該業者への随意契約を行うものである。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)</p>	1者随契	